

国民健康保険からのお知らせ

平成27年1月から国民健康保険70歳未満の方の高額療養費自己負担限度額が一部改正されます

国民健康保険法の改正により、平成27年1月から70歳未満被保険者の所得区分がこれまでの「3段階」から「5段階」へと細分化されることとなり下記表のような限度額へと変更されます。

なお、70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の方の限度額に変更はありません。

自己負担限度額（月額：1日から月末まで）			
平成27年1月からの所得区分		3回目まで	4回目以降（※3）
上位所得者（※2）	所得（※1）が901万円を超える	252,600円 + 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
	所得が600万円を超え901万円以下	167,400円 + 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
一般	所得が210万円を超え600万円以下	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
	所得が210万円以下（住民税非課税世帯を除く）	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※1 所得 = 総所得金額等 - 基礎控除（33万円）

※2 所得が600万円を超える世帯

※3 過去12か月以内に、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

制度改正に伴い70歳未満の方の認定証が差し替えになります

平成26年8月1日から、平成26年度の「限度額適用認定証」を交付していますが、制度改正に伴い限度額認定証に記載されている「適用区分」の標記内容が変更されます。

すでに交付済みの方については、平成26年12月中に普通郵便にて平成27年1月以降の認定証を送付しますので、差し替えをお願いします。



●問い合わせ先 / 健康推進課 国保年金班 ☎82-4147